

























12月トリアだより



★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ 12月の活動 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

月	火	水	木	金	土
		1 音楽・絵画  スモック	2 運動 認知課題  スモック	3 感触・ルール  スモック	4 休み
6 屋外・手指  帽子	7 音楽・絵画  スモック	8 運動 認知課題  スモック	9 感触・ルール  スモック	10 屋外・手指  帽子	11 療育発表会 
13 音楽・絵画  スモック	14 運動 認知課題  スモック	15 ルール  【早降園日】	16 屋外・手指  帽子	17 音楽・誕生会 	18 休み
20 運動 認知課題  【避難訓練】	21 感触・ルール  スモック	22 手指 クリスマス会 	23 音楽  【早降園日】	24 運動 認知課題  スモック	25 絵画  スモック
27 大掃除・ルール 	28 大掃除 お正月遊び 	29 休み (冬季休暇)	30 休み (冬季休暇)	31 休み (冬季休暇)	

※12月29日(水)～1月3日(月)は、冬季休暇とさせていただきます。

※専門職の来所予定日

公認心理師(松本): 3日(金)、7日(火)、16日(木)、22日(水)

言語聴覚士(永山): 2日(木)、6日(月)、10日(金)、14日(火)、15日(水)、17日(金)、23日(木)、25日(土)、27日(月)

理学療法士(樋口): 1日(水)、16日(木)、24日(金)、28日(火)



・持ち物全てに記名をし、持たせて下さい。また、記名がない場合は事業所にて記名をさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

・活動時間確保の為、9時50分～10時15分までにご登園下さい。10時15分までに登園されない際は、ご連絡させていただきます。

・降園時の引き継ぎを13時50分頃より開始しています。14時までに来所されない場合は、一度ご連絡させていただきます。

・下着(パンツ)の貸し出しがあった際は、未使用の物を返却して頂きますよう、よろしくお願い致します。

・お子様のことで悩み事や困り事等ありましたらご相談下さい。コドモンや交換ノートを必要に応じてご利用下さい。

・トイレトレーニングを行っている方は、トレーニングセット(パンツ、スポン、Tシャツ、肌着、ビニール袋)を袋にまとめて準備をしていただきますよう、お願い致します。

・着替えた衣類を入れる袋を、必ず持たせて下さい。(スーパーのビニール袋等で構いません。)



－合理的配慮を学ぶ－共生社会をめざして



平成28年(2016)の4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。通称、「障害者差別解消法」と呼ばれています。このことは、一人一人の困りごとに合わせた「合理的配慮の提供が行政・事業者」に義務化されたということです。すなわち、「差別をしてはいけない」とされるのは、会社など民間事業者と、役所など行政機関です。もちろん学校も対象です。

合理的配慮は、障害のある人だけを特別扱いするというものではありません。あくまで、障害のない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものです。7月鹿児島県教育委員会主催の教育講演会で来鹿された、知人の金森克浩先生(帝京大学教授)がこのことについて、「配慮」「平等」「公正」「環境」の考え方を交えて、イラストで具体的にわかりやすく説明がありました。

今回は、金森先生のブログより記します。ディスレクシア(読み書き障害)のある子のためのタブレット使用について、学校は「〇〇さんだけ特別扱いはできない」「他の子に対して不公平になる」と理由を挙げて学校での個人的な使用が認められない例が少なくないということです。なぜこのような解釈のズレが生じるのか?その理由の一つに、合理的配慮を行うことで「結果が左右される」＝「有利な状況になる」という誤解があります。合理的配慮は、同じ土俵でチャレンジするためのサポートの形であり、えこひいきや、ルールを変えることが趣旨ではないということです。例えば、ディスレクシアの子に対して、「野球の試合を観て感想を書きましょう」という課題が出たとします。ここで試したいのは、「試合状況を把握したうえで自分の考えを示せるか」ということです。ディクレシアの子は、試合自体を観ることも感想を話すこともできます。しかし、文字を書く、ということが出来ないばかりに課題をこなせなかったとしたら、「この子は試合状況を把握して、自分の考えたことを示せない」とする評価が妥当でしょうか、この時に「文字は書けないからパソコンを使って感想をタイピングします」と言ったとします。これは、決して本人の能力が底上げされているわけでもなく、えこひいきしているわけではありません。むしろ本来試したい実力を発揮するための手立てだということです。このように考えると、「特別扱いが出来ない」、「不公平」という主張には正当性がないことは明らかです。

合理的配慮に欠かせない視点は①個別に人に対する個別の場面での配慮であること。例えば、コミュニケーションでは、その人にあった方法が求められます。②配慮は0(ゼロ)か100(百)ではない。例えば、提供する側に過重な負担がない範囲で、障壁を取り除くため、できる範囲で提供することが求められます。③意思の尊重・対話・説明が必要である。例えば、本人の納得を得ながら進めることが「障壁」を取り除くことにつながるため提供できない理由を本人に説明することが求められます。(手をつなぐ親たち592号)このようなことを理解して日常生活において「これって差別ではないか?」「もう少し工夫をしてくれたら参加できたのに」など疑問に思った場面があれば、それぞれのところで相談してみることが大切です。その相談が公正で平等な共に生きる社会の実現に繋がると確信します。



【教育相談員 馬籠 裕二】